

処 分 基 準

D-c-1

平成 29 年 10 月 2 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 77 条第 4 項
処 分 の 概 要： 道路使用許可の条件の変更又は付加
原権者(委任先)： 警察署長（高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め： 道路交通法第 77 条（道路の使用の許可）、第 114 条の 3（高速自動車国道等における権限） 愛知県道路交通法施行細則第 15 条の 3（高速道路交通警察隊長への委任）
処 分 基 準： 道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長等は、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査時には予見し得なかった交通の安全と円滑に著しい支障が新たに生じたときは、法第77条第3項に基づき付した条件を変更し、又は新たに条件を付すことができる。
問 い 合 わ せ 先： <ul style="list-style-type: none">・ 許可を受けた警察署の交通課・ 愛知県警察本部高速道路交通警察隊 電話（052）701-0110・ 愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話（052）951-1611 内線 5196
備 考：